

奈良県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月9日

奈良県公安委員会

委員長 植 野 康 夫

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年2月奈良県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく委任）

第4条 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第17条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を本部長に委任する。

- (1) ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- (3) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (4) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取
- (5) 第1号及び第3号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (6) ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分
- (7) 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- (8) 第6号に掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
- (9) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等

第5条 公安委員会は、ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を警察署長に委任する。

- (1) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (3) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる命令

をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成２９年６月１４日から施行する。